

令和7年度 児童クラブ利用開始可能日について

◆年度途中から入会される方

入会申込書の提出日によって、利用開始可能日が次のとおりとなります。

入会申込書提出日	利用開始可能日
～1月31日	4月1日
～4月16日	5月1日
～5月21日	6月1日
～6月18日	7月1日
～7月16日	8月1日
～8月20日	9月1日
～9月16日	10月1日
～10月22日	11月1日
～11月19日	12月1日
～12月10日	1月4日
～1月21日	2月1日
～2月18日	3月1日

児童クラブの入会にあたって、傷害保険（スポーツ安全保険）に加入が必須となっております。保険加入手続きに時間を要しますので、入会申込みを受付してから利用開始まで2週間程度かかります。特に、年度途中で加入する場合はご注意ください。

<お問合せ> 北秋田市健康福祉部 こども課こども応援係 TEL 62-6638